

教員免許更新制とは？（全校種共通用）

～平成21年4月からスタート～ 修了確認期限・有効期間の満了日を御確認願います。

● 国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校で教育職員(※)として勤務する方は、この案内を各自で大切に保管し、修了確認期限を忘れないよう御注意願います

※教育職員：教育職員免許法第2条第1項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（非常勤講師・臨時的任用教員含む）。

免許状更新講習について

免許状更新講習の受講期間に、合計30時間以上の講習を受講・修了していただく必要があります。

30時間のうち、「必修領域」を6時間以上、「選択必修領域」を6時間以上、「選択領域」を18時間以上、受講・修了する必要があります。【平成28年4月1日開始】

免許状更新講習は、大学等を中心に全国で開設されています。

具体的な講習内容については、文部科学省ホームページや、開設する大学等のホームページなどで確認できます。受講の申し込みは、受講する大学等へ直接お申し込みください。

◎新免許状と旧免許状の違いは？

平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状は、**新免許状**といい、10年間の有効期間が付されています。

新免許状を持つ方は、各自の免許状に「有効期間の満了の日」が記載されていますので、**満了の日の2か月前までに**、免許状更新講習を受講・修了し、**免許管理者に免許状の有効期間更新の申請を行わなければなりません。**

一方、平成21年3月31日以前に授与された免許状を**旧免許状**といい、旧免許状をお持ちの方を、旧免許状所持者といいます。この方は、平成21年4月1日以降に新たに免許状が授与されても旧免許状所持者の扱いです。

旧免許状所持者の方は、生年月日によって各個人に修了確認期限が割り振られており（※裏面表1・2）、免許状更新講習を受講・修了し、**修了確認期限の2か月前までに、免許管理者に更新講習修了確認申請を行わなければなりません。**

教員免許更新制のおおまかな流れ

最初の修了確認期限（各自が必ず表1、表2を御覧ください。）若しくは有効期間の満了日を確認

あなたの最初の修了確認期限もしくは有効期間の満了日
平成 年 月 日

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して、受講したい免許状更新講習を選択

あなたの免許状更新講習受講期間
平成 年 月 日～
平成 年 月 日

各自が各大学等に受講申込み（受講申込書で各校長等から教員であることを証明してもらいます。）

各大学等で免許状更新講習を受講します。

30時間以上の講習の課程を修了（課程の一部である場合は履修）した場合は、各大学等から修了認定（履修認定）され、修了証明書（履修証明書）が発行されます。

各自が修了証明書（30時間以上の履修証明書のセット）を添付して、勤務する学校が所在する各都道府県教育委員会（免許管理者）に**更新講習修了確認若しくは有効期間の更新のための申請を行う必要があります。**

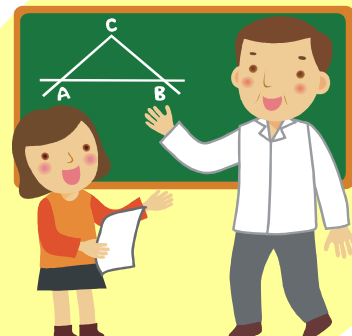
あなたの申請手続最終日
平成 年1月31日

※新免許状の方は、有効期間の満了日の2ヶ月前

免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書若しくは有効期間更新証明書が発行されます。

次の修了確認期限・有効期間の満了日（10年後）まで持っている全ての教員免許状が有効です。

あなたの次の修了確認期限若しくは有効期間の満了日
平成 年 月 日



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

(表1)

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方を除く)の最初の修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び申請期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 (平成20年度実施の「予備講習」受講により 受講義務の一部又は全部が免除可能)	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

《表1の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間を御確認ください。

例1：昭和43年1月8日生まれの教諭の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成25年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間となります。

例2：昭和60年1月8日生まれの養護教諭の方は、⑩の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成32年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成30年2月1日から平成32年1月31日までの間となります。

(表2)

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

	免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び申請期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

《表2の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間を御確認ください。

例1：平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された栄養教諭の方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。

例2：昭和48年1月8日生まれの教諭で平成19年3月20日に栄養教諭免許状を授与された方は、この表の②の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成29年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成27年2月1日から平成29年1月31日までの間となります。

教員免許更新制に関する

Q&A

Q1. 長期の病気休暇中や介護休業などにより、受講できない場合は、どうしたらよいのでしょうか？

A. 長期間の病気休暇、産前産後の休業、育児休業、介護休業の期間中である場合には、各自の修了確認期限もしくは有効期間の満了日の2か月前までに、免許管理者への申請を行うことにより、修了確認期限を延期することができます。また、海外の在外教育施設に勤務している場合や大学院で専修免許状取得のため勉強中といった理由でも、延期することができます。

Q2. 養護教諭や栄養教諭も、教諭と同じ講習を受講することになるのですか？

A. 必修領域、選択必修領域については、受講対象者の区別はありませんが、選択領域については、現在の職に応じて、受講する講習が異なります。例えば、現在、小学校教諭の職にある方の場合、対象職種が「教諭」の講習を受講する必要があり、養護教諭の職にある方の場合、対象職種が、「養護教諭」となっている講習を受講する必要があります。

Q3. 免許状更新講習の受講が免除されるのは、どのような人ですか？

A. 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭など指導的立場にある方は講習の受講を免除される可能性があります。受講免除を受けるためには、各自の修了確認期限もしくは有効期間の満了日の2か月前までに、免許管理者に受講免除の認定申請を行うことが必要です。

※現職教員の方は、勤務する学校が所在する各都道府県教育委員会が免許管理者となります。申請手続の詳細等は、各免許管理者までお問い合わせください。

Q4. 非常勤講師や臨時的任用の教員はどうすればよいのですか？

A. 旧免許状を所持し、修了確認期限の時点で教諭等の職にある場合には、免許状更新講習を受講・修了する義務があります。そのため、免許状更新講習を修了せずに修了確認期限を経過した場合、免許状は失効します。その後に教諭等の職で勤務を継続する場合は、非常勤講師や臨時的任用教員の方であっても、修了確認期限の2か月前までに免許状更新講習を受講し、都道府県教育委員会に申請する必要があります。

Q5. 教諭等の職にない場合はどうすればよいのですか？

A. 旧免許状を所持し、修了確認期限の時点で教諭等の職にない場合には、免許状更新講習を受講・修了する義務はなく、修了確認期限を経過しても免許状は失効しません。修了確認期限で教諭等の職にない方が、更新講習を修了せずに修了確認期限を経過してしまった場合、その後に教諭等の職に就くためには、教壇に立つ前に更新講習を修了し、都道府県教育委員会に申請することが必要です。

※免許状更新講習の受講期間を経過した後は、自身のタイミングに合わせて、いつでも受講することができます。その場合、更新講習の受講・修了、その後の都道府県教育委員会への申請を2年2か月の期間内で行う必要があります。



【お問い合わせ先】

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室
メールアドレス: menkyo@mext.go.jp
03(5253)4111 内線3572、3573

ホームページ

教員免許更新制

検索